

『瑜伽師地論』における心所説の再考

高 務 祐 輝

1. はじめに

『瑜伽師地論』（以下『瑜伽論』）の心所に関する従来の研究は、法の数や分類に関するものか、煩惱・随煩惱・不定心所を限定的に取り上げたものが多い¹⁾。その結果、心所の数や分類に関して、『瑜伽論』内部で矛盾した立場が存在することが明らかにされている。しかし一方で、個々の心所が、どの箇所においてどのように定義的に規定されるのか、また、規定されないものがあるのかという点については考察がなされていない。個々の定義は、その法がどのように理解されていたかを具体的に知るうえでも重要な手がかりになると考えられる。そこで、本稿では、『瑜伽論』における心所の定義的用例を回収し、検討を加え、従来とは異なった視点から、『瑜伽論』における心所説の特徴の一端を明らかにしたい。

2. 『瑜伽論』における心所の定義的な用例の回収

検討対象の心所は、「意地」において、意識の同伴 (sahāya) として列挙される²⁾。『大乘阿毘達磨集論』（以下『集論』）の法体系における心所と比較すると、『瑜伽論』の漢訳に見られる邪欲・邪勝解の有無、見を五見に開くか否かという違いはあるが、概ね一致する。瑜伽行派において、何を心所として数えるかについて、『瑜伽論』「意地」の理解が基になり、後の論書に引き継がれたと考えられる。それらを「意地」所説の分類方法に従って A～E にまとめると次の通りである³⁾。

A (5)	1. 作意 (manaskāra)～5. 思 (cetanā)
B (5)	6. 欲 (chanda)～10. 慧 (prajñā)
C (11)	11. 信 (śraddhā)～21. 不害 (ahimsā)
D (26)	22. 貪 (rāga)～49. 不正知 (asamprajanya)
E (4)	50. 惡作 (kaukrtya)～53. 伺 (vicāra)

これらの定義的な規定として、『集論』や『大乘五蘊論』において一切法を定義する文言の形式（「…とは何か（katamat）．…である．」）と同様に、『瑜伽論』においても、この形式を定義的な規定として仮定し、用例を回収した。その結果を、心所とその定義箇所について示すと、次の通りである。

「本地分」	「意地」→ AB ⁴⁾
	「有尋有伺等三地」→ D の一部（見（五見），22. 貪，23. 恚，25. 慢，24. 無明，27. 疑） ⁵⁾
	「三摩呬多地」→ 9. 三摩地 ⁶⁾ ，DE の一部（五蓋の解説における 40. 惛沈，49. 睡眠，41. 掉挙，48. 惡作，27. 疑） ⁷⁾
	「声聞地」→ 44. 放逸 ⁸⁾ ，22. 貪 ⁹⁾ ，3. 受 ¹⁰⁾ ，20. 捨 ¹¹⁾
	「菩薩地」→ 菩薩の慚愧 ¹²⁾
「摂決択分」	「五識身相應地意地決択」→ AB ¹³⁾ ，A の一部（3. 受蘊，4. 想蘊） ¹⁴⁾
	「有尋有伺等三地決択」→ D の一部（見（五見），22. 貪，23. 恚，25. 慢，24. 無明，27. 疑） ¹⁵⁾
	「菩薩地決択」→ 菩薩の慧 ¹⁶⁾
「摂事分」	44. 放逸 ¹⁷⁾

3. 回収される定義的な用例についての検討

A と B に関して、「意地」や「摂決択分五識身相應地意地」にまとまって見られる。「意地」と「摂決択分五識身相應地意地」とでは、いくつかの定義に関して文言が異なるが、定義する心所の順序は、「意地」における心作用の列举の順序と一致する。規定の仕方について、まず「(a) 端的に何か」という定義を AB の 1-10 について説き、続いて「(b) その作用 (karman)」を示す。『瑜伽論』の後に成立した『集論』や『顯揚聖教論』では、『集論』の受蘊と想蘊以外の全ての心所について「定義 = (a) + (b)」という形式で定義する。『瑜伽論』では、「意地」と「摂決択分五識身相應地意地」における AB 以外の心所の規定に (b) の要素を含まないため、形式に関して『集論』等へ影響を与えたのは「意地」や「摂決択分五識身相應地意地」であると推定される。ただし、「意地」や「摂決択分五識身相應地意地」においては、個々に「定義 = (a) + (b)」という形式をとっておらず、(b) の規定を定義に含めるのは、後の論書の視点といえる。

C に関して、「声聞地」において、瞑想の対象となる捨の特徴 (upekṣānimitta) と関連して 20. 捨 (upekṣā) が規定され、特定の修行に即した内容で説かれる。また

(116)

『瑜伽師地論』における心所説の再考（高 務）

「菩薩地」では、「菩薩の」という限定をともなった慚愧が規定される。

D に関して、22. 貪 (rāga) ~ 27. 疑 (vicikitsā) の 6 つについて、「有尋有伺等三地」や「摂決択分有尋有伺等三地」に規定される。ただし、26. 見 (dṛṣṭi) を 5 つに開いた五見がまず説かれ、続いて 22. 貪 (rāga), 23. 恚 (pratigha), 25. 慢 (māna), 24. 無明 (avidyā), 27. 疑 (vicikitsā) の順に説かれており、「意地」に列挙される順序と一致しない。また、「有尋有伺等三地」「三摩呬多地」「摂決択分有尋有伺等三地」における 27. 疑 (vicikitsā) の定義が、いずれも異なる。

E に関して、「三摩呬多地」における五蓋の解説において、48. 惡作 (kaukrīya) と 49. 睡眠 (middha) が定義される。ただし、五蓋の枠組みに沿って D の 40. 惛沈 (styāna) と 41. 掉挙 (auddhatya) も解説するため、「意地」における分類 DE の枠組みとは異なる観点から定義されている。

以上のように、「意地」や「摂決択分五識身相応地意地」の AB を除けば、いずれも「意地」で設定された列挙の枠組みと接点を見出し難く、各箇所テーマに沿った枠組みと目的において規定されていると考えられる。また、1 つの心所が複数回定義される場合、同じ定義もある一方で、そうでないことが多い。

4. おわりに

以上のことから、各章から抽出した定義は、あくまでその箇所のテーマが及ぶ範囲に限り適用可能なものであり、これを即『瑜伽論』全体にわたって適用することは、適切ではないであろう。『瑜伽論』の心所の定義をめぐるこのような状況は、このテキストの段階において、必ずしも『瑜伽論』全体に適用できるような定義がなされる必要がなかったことを示唆する。既に述べたように、心所に関して、『瑜伽論』以降の論書は「意地」における理解を基本的に引き継いだと考えられるが、このように、「意地」にはある程度まとまった理解が見られる一方で、各心所に関して『瑜伽論』全体に適用可能な定義がなされていない点、すなわち、そういった定義が必要なかったという点が、『瑜伽論』の心所説の 1 つの特徴である。各章におけるテーマとの関連性の中で、必要に応じて、その都度定義すれば内容を理解できるというのが、『瑜伽論』の立場であったと考えられる。一方で、アビダルマ論書的な性格が強い『集論』等では、同テキスト全体に適用可能な一切法の定義がなされるが、この点で両者には相違がある。両者の心所を比較しても、必ずしも論書としての比較ができない点に注意は必要であろう。

- 1) 水野弘元『パーリ佛教を中心とした佛教の心識論』（山喜房佛書林，1964），pp. 318–322. 清水海隆「『瑜伽師地論』における心所説の一考察」（『印度學佛教學研究』28-1，1979），pp. 162–163. Sung-doo Ahn, *Die Lehre von den Kleśas in der Yogācārabhūmi*, Alt- und Neu-Indische Studien, Band 55 (Stuttgart: Franz Steiner Verlag, 2003). その他，論考多数。
- 2) MBh 11.14–20. 心所の数に関しては問題があり，梵本と蔵訳は邪欲と邪勝解に対応する語を欠く。後代においてこの2つが除かれた可能性があるが，その理由に関しては問題が残る。今回の検討でもこれら2つの定義的用例は確認されない。
- 3) MBh 57.10–17. 梵文写本と蔵訳と漢訳とに基づき，p. 57.12 の śraddhā° を chandā° に，p. 57.15 の saṃprajanya° を asaṃprajanya° に訂正。
- 4) MBh 60.1–61.2. 5) SavBh 62.3–68.7. 6) SamBh 130.5. 7) SamBh 132.1–136.6. 8) ŚrBh I 6.7–13. 9) ŚrBh II 62.19–64.3. 10) ŚrBh II 180.14–20. 11) ŚrBh III 66.6–8. 12) BBh_D 171.9–12, BBh_W 250.8–12. ただし愧については，ここでは原語が vyapatrāpya だから，C の 13. 愧 (apatrāpya) とは区別される。13) VinSg D zhi 58b7–59b2, P zi 61b8–62b4, T 601c14–602a7. 14) VinSg D zhi 37b6–38b2, P zi 40a4–b7, T 593b13–c6. 15) SavBh 96.20–102.8. 16) VinSg D zi 32b6, P 'i 33b2–3, T 709a11–12. 17) VasSg D zi 284b4–285a5, P 'i 325b7–326b3, T 844c26–845a21.

〈略号と使用テキスト〉

MBh (*Manobhūmi*): *The Yogācārabhūmi of Ācārya Asaṅga*. Edited by Vidhushekhara Bhattacharya. Part I. Calcutta: The University of Calcutta, 1957. SavBh (*Savitarkasa-vicārādibhūmi*): Sung-doo Ahn (2003). See note 1. SamBh (*Samāhitabhūmi*): *Samāhitā Bhūmiḥ: Das Kapitel über die meditative Versenkung im Grundteil der Yogācārabhūmi*. Edited by Martin Delhey. 2 vols. Wien: Arbeitskreis für Tibetische und Buddhistische Studien der Universität Wien, 2009. ŚrBh I, II, III (*Śrāvabhūmi*) I = 大正大学綜合佛教研究所 声聞地研究会『瑜伽論 声聞地 第一瑜伽処——サンスクリット語テキストと和訳——』（山喜房佛書林，1998），II = 同研究会『瑜伽論 声聞地 第二瑜伽処 付 非三摩呬多地・聞所成地・思所成地——サンスクリット語テキストと和訳——』（山喜房佛書林，2007），III = 同研究会「梵文声聞地（二十三）——第三瑜伽処（2）和訳・科文——」（『大正大学綜合佛教研究所年報』31，2009）。BBh_D (*Bodhisattvabhūmi*): *Bodhisattvabhūmi: Being the XVth Section of Asaṅgapada's Yogācārabhūmi*. Edited by Nalinaksha Dutt. Tibetan Sanskrit Works Series VII. Patna: K. P. Jayaswal Research Institute, 1966. BBh_W (*Bodhisattvabhūmi*): 荻原雲来『梵文菩薩地經』（覆刻版，山喜房佛書林，1971. 初版 1930–1936）。VinSg (*Viniścayasam-graṇi*) D (no. 4038), P [110–111] (no. 5539), T [30] (no. 1579). VasSg (*Vastusam-graṇi*) D (nos. 4039–4040), P [111] (nos. 5540–5541), T [30] (no. 1579).

〈キーワード〉『瑜伽師地論』, *Yogācārabhūmi*, 心所, caitta, 定義

(京都大学大学院)